地籍調査にご協力を

本年度は、谷村第四調査区として、上谷一丁目、上谷二丁目、上谷三丁目、上谷四丁目、川棚(字大ブケ・松苗下・梅久保・上ノ山・日影山・南原・細久保・原ノ裏の一部)を調査します。(区域図参照)

地籍調査は、国土調査法に基づく調査で土地の国勢調査と言われている大切な調査です。現在使われている登記簿や公図は、明治の初めに作られたものです。これを最新の測量方法により、新しく公図と登記簿を訂正し土地の正確な位置、地形、地番、地目、面積を明らかにするものです。

調査の方法は

一筆地調査といい、登記簿と公図を参考に一筆ごとに地番、地目、境界を現地で確認します。

境界への杭打ちは

▼ 土地所有者ごとに隣接する土地所有者と立ち会いの上、杭を打っていただきます。

▼ 国道、県道、河川は、それぞれ所管する管理担当者が杭を打ちます。

▼ 市道、赤線、青線は、地区推進委員と地籍調査課で杭を打ちます。

▼ 一度打った杭は、みなさんの土地を測量する基になりますので動かしたり抜いたりしないでください。

▼ 一斉に杭を打っていただくため「一斉杭打ち日」をもうけます。日程については後日各自に通知します。

▼ 打たれた杭の確認が終わると、委託業者により測量を行います。

測量・調査結果は

調査・測量が済みますと地図(地籍図)と地番・地目・面積(地籍簿)を確認していただくため二十日間の閲覧を行います。誤りがなければ国の認証を得て法務局に送付し登記簿と公図が訂正されます。

一筆調査で境界が決まらなかった場合

筆界未定として処理し、境界線がはいりません。また、建築確認申請、農地転用等の手続きができない場合があります。調査以後に境界が決まった場合には、個人の負担で筆界未定の解消の処理をしなければなりません。

調査前の心得

▼ 説明会に出席して、内容を把握してください。

▼ 自分の土地について現況を把握しておいて下さい。

▼ 隣接地との境界を事前によく話し合っておいてください。

※ 詳しいことは、地籍調査課へお問い合わせください。

平成9年度
地籍調査事業実施区域図

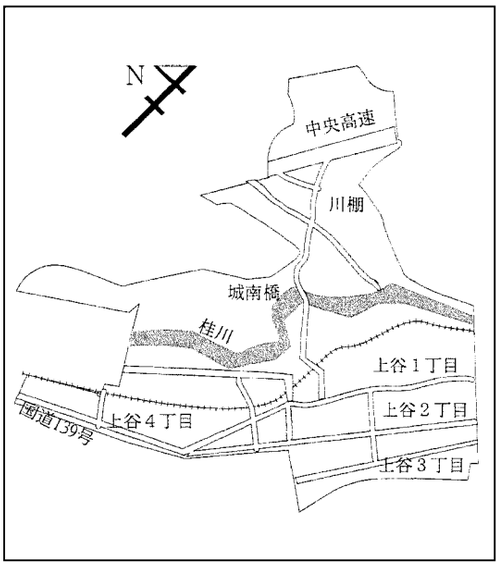

説明会日程(居住区域別)

居住別	日程		場所
上町、川棚自治会	8月5日(火)		市役所3階大会議室
早馬町、下天神町自治会	8月6日(水)	午後7時～9時	
新町、旭ケ丘自治会	8月7日(木)		
市外居住者・説明会に出席できなかった方	8月8日(金)	午後1時～3時	

交通遺児等育成資金の貸付

0歳から中学卒業まで無利子でお貸しします。

自動車事故で死亡もしくは、重度の後遺障害者となられた方のお子さんを対象に「育成資金無利子貸付」を行っています。

貸付額 一時金 15万2000円
月額 1万9000円
入学支度金 4万3000円
返還期間 中学卒業後20年以内

介護料の支給

自動車事故により、頭部または脊髄に損傷を受け、その後の治療にもかかわらず、寝たきりの状態で治療および常時の介護を必要とする者に介護料を支給します。

支給額 入院の場合
一日につき4000円
自宅で近親者等の介護を受けている場合 一日につき2000円

問合先 自動車事故対策センター山梨支所
☎ 0552(62)1088

寄付(敬称略)

次の方々から寄付がありました。

老人福祉のために
長嶋 分正
金五〇、〇〇〇円

老人保健施設「つる」へ
住友生命保険相互会社
都留支部
雑巾 一〇〇枚